

昭和五十六年七月招集

第三回館山市議會臨時會會議錄

館山市議會

目次

日時	場所	出席議員	欠席議員	出席説明員	出席事務局職員	議事日程	開会	議長の報告	議案の配付	会議録署名議員の指名	会期の決定	議案第四十三号	提案理由の説明	神田 守隆君の質疑、当局の応答	古賀礼四郎君の質疑、当局の応答	委員会付託の省略	採決	免議案第四号	説明	委員会付託の省略	採決	閉会
一	一	一	一	一	一	二	二	二	二	二	二	二	二	三	五	六	七	七	七	七	七	八

一、昭和五十六年七月二十日（月曜日）午前十時
 二、館山市役所議場

一、出席議員二十五名

- | | |
|--------------|--------------|
| 一 香 神田 守隆 | 二 香 石 井 謙 |
| 四 香 横溝 功 | 五 香 福原 勲 |
| 七 香 古賀 礼四郎 | 八 香 石 井 昌治 |
| 九 香 松下 正己 | 一 香 林 豊 |
| 二 香 栗原 一雄 | 三 香 近藤 好雄 |
| 一 四 香 渡辺 昭夫 | 一 五 香 伊藤 幸太郎 |
| 一 六 香 押元 稔 | 一 七 香 黒川 平治 |
| 一 八 香 流山 源次郎 | 一 九 香 石 井 輝久 |
| 二 〇 香 石 井 武敏 | 二 二 香 藤田 益治 |
| 二 三 香 菊井 敏博 | 二 四 香 和田 一郎 |
| 二 六 香 伊賀 多朗 | 二 七 香 石 井 正 |
| 二 八 香 安澤 徳順 | 二 九 香 安西 益男 |
| 三 〇 香 山口 康 | |

一、欠席議員二名

- | | |
|--------------|-------------|
| 二 一 香 吉田 勇治郎 | 二 五 香 五十嵐 昇 |
|--------------|-------------|

一、出席説明員

- | | |
|-------------|-------------|
| 市 長 半澤 良一 | 助 役 小倉 澄男 |
| 収入 役 太田 博雄 | 市長公室長 斎藤 武男 |
| 総務部長 石田 雄一 | 教育委員長 吉田 政弘 |
| 教育委員長 安田 豊作 | 委員長 長 |
| 一、出席事務局職員 | |
| 事務局長 高尾 豊 | 事務局長 櫻谷 吉雄 |

書 記 兵 藤 恭 一 書 記 鈴 木 哲
書 記 石 井 一 夫 書 記 嶋 田 範 夫
一、議事日程

昭和五十六年七月二十日午前十時開議

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 議案第四十三号 工事請負契約の締結について

日程第四 議案第四号 農業委員会の委員となるべき学識経

験者の推薦について

開 会 午前十時十五分開会

○議長（林 豊君） 本日の出席議員数二十五名、これより昭和五十六年第三回市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議長の報告

○議長（林 豊君） 本臨時会議案審議のため、地方自治法第二百一十一條の規定による出席要求に対し、お手元に配付のとおり出席報告がありましたので御了承願います。

なお、市長から地方自治法第八十條の規定による専決処分が報告されております。お手元に配付の印刷書により御了承願います。

議案の配付

○議長（林 豊君） ただいま市長から議案並びに説明書の送付が

ありました。

議案並びに説明書を配付いたさせます。

配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

本日の議事はお手元に配付の日程表により行います。

会議録署名議員の指名

○議長（林 豊君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

七番議員古賀礼四郎君、二七番議員石井 正君、以上兩君を指名いたします。

会期の決定

○議長（林 豊君） 日程第二、会期の決定を行います。

本臨時会の会期につき、議会運営協議会の意見は、本日一日と

いうことであります。お諮りいたします。会期を本日一日と定めますことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 豊君） 御異議なしと認めます。よって会期は本日一日と決定いたしました。

議案の上程

○議長（林 豊君） 日程第三、議案第四十三号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明

○議長（林 豊君） これより提案理由の説明を求めます。

（市長半澤良一君登壇）

○市長（半澤良一君） 本日、ここに急速第三回市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆さま方におかれましては御多忙の中を御出席賜り、誠にありがとうございます。

今回、急施を要する案件として御審議をお願いいたします案件は、一般議案一件であります。

議案第四十三号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。館山市立第三中学校校舎増築工事に係る指名競争入札において落札に至りませんでしたので、最低の価格をもって入札をした者から見積書を徴した結果、一億千八百五十万円をもって、鹿島建設株式会社と随意契約により工事請負契約の締結をしようとするものであります。

工事内容といたしましては、現在の運動場寄り校舎東側に鉄骨耐火づくり三階建て、延べ六百六十三平方メートルの普通教室六室を増築しようとするもので、工期を翌年一月三十一日までとするものであります。

以上、提案理由について御説明申し上げましたが、急施を要するものでありますので、何とぞ慎重なる御審議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（林 豊君） 以上で提案理由の説明を終わります。

質 疑 応 答

○議長（林 豊君） これより議案の審議を行います。

議案第四十三号工事請負契約の締結について御質疑を願います。

○一番（神田守隆君） 提案説明によりますと、GSKシステムによる鉄骨耐火づくり三階建てということで、GSKの工法ですか、これによったということですが、これは従来までの建物がそういふふうになつてゐるといふことで、それとの関連もあろうかと思ひますので、一点質問したい点は、GSKシステム以外の工法でやるといふことについての検討はしなかつたのかどうか。しなかつたとすれば、その理由についてお聞かせを願ひたいと思ひます。

それと、第二点は、三回の入札を行ったそれぞれの最低の入札者がたれてあるか。

それから、三点目は、普通教室を六室増築するということがありすけれども、生徒数が相当にふえるということだと思ひますが、現在ほどのように生徒が——現在でもおそらく足りないのではないかと思ひわけで、現時点ではどのような工夫をされておるのか、その点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○教育長（安田豊作君） GSKシステムによる鉄骨耐火づくり三階建てにした理由といひますか、普通の鉄筋コンクリートによる増築の検討をしたかどうかという問題でございますが、全然しなかつたわけではありませぬ。考えてもみましたけれども、神田議員さんのおっしゃる通りに、GSKシステムで統一して校舎を建てたいというもともとの考え方があつたということが基本的にあります。

それから、検討したかどうかという問題については、質問の基礎には地震による被害があつたんで変えなかつたという意味だろうと思ひますけれども、それは、いままでの全員協議会その他で御

報告申し上げましたように、GSKシステムによる建築によって、地震によっては問題をない、構造的には問題ないという考え方に立ちましたので、当初の計画どおりGSKシステムによって統一した建物として建てていきたい、こういう考え方によったわけでございます。

第三点の、現在どうしているかという問題でございますが、現在は普通学級二十二学級でございます。それに対して普通教室十八学級ですから、四教室不足でございます。この四教室の不足については――御承知と思いますが、コモンスペースといまして、具体的には玄関の上、二階を三教室仕切りまして、三教室つくりました、広さは普通教室と同じ六十六平米の広さがとれるわけでございますので、それと特殊学級の教室を一教室使用しております。特殊学級というのは生徒数が少ないので、家庭科準備室三十三平米を使用しております。

○総務部長(石田雄一君) 二点目の質問でございますが、入札三回におきます最低の業者名でございますが、三回いづれとも鹿島建設株式会社でございます。

○一番(神田守隆君) 統一して建物はGSKシステムでやるんだということですが、やはり地震による被害が現実にあったわけで、その後の調査の結果、地震による耐震構造上の問題はなにかという結論を得たということですが、地震に対する対策というのは現在の技術水準そのものが地震に対する対応が十分しきれないというよりなそうした問題点もあると思うんで、そうした点で新しい工法というのは、やはり予期し得ないいろいろな問題点を持っているわけで、私はまだまだ不安を感じないわけに

かないわけですか。

あの地震のときに、新しいシステムによったところだけがそうした被害があったということ、ほかの鉄筋校舎については何らなかったわけですから、やはり十分そこの検討はされてしかるべきだったんじゃないか。文部省の調査が入って、その結果、文部省の調査結果でそれを信するんだということでしかないので、なかるうかと思えますけれども、そのへん私はどうしても十分納得をさせられないわけで、これは意見にわたるわけですけれども、地震についてはもう万全であるということで、太鼓判を押してもいいんだというふうにお考えで、また父兄の方にもそういうふうに自信を持って言えるものであるかということでお答え願えるか。

それと、四教室も不足しているということですね、現時点でも六教室ふやすということですが、これだけ不足するといろいのもっと早い時期に――と言うのは、当初の建設の時期におそらくその数字がわかったんじゃないかというふうに思っています。それと、そのへん少し御説明願いたいと思います。

当初の建設計画ではなくて、増築としたのは、生徒の増員が当初の見込みと大幅に違ったのかどうなのか、そこからへんの御説明をお願いしたいと思えます。

○教育長(安田豊作君) 第一のGSKシステムによる地震被害についての考え方でございますが、前にも御報告申し上げましたが、県教育委員会を通して文部省と協議の結果、公文書で回答がきておりますが、その中でGSKシステムは学校建築としてすぐれた建築システムであるということが前置きされて、しかしこのシステムは開発されてから日が浅いので、内装材の処理方法等細部に

ついでに改善の必要があることは認める、という事でござい
す。ただし、構造体については設計震度〇・三層間変位二百分の
一以内で設計されているという事でございまして、私実際に設計
してあるGSKの本部に行って聞きました。現在——もとの建
築設計の場合は〇・二で許可されておつた事です。それをG S
Kは〇・三でやってあるんで、〇・二とか——専門用語で、私は
受け売りしかできませんけれども——〇・二の設計の建物につい
ては、十勝沖地震でみんなつぶれちゃった。それで五十六年六月
一日から建築基準法が改正された。改正されたけれども、従来の
GSKの〇・三層間変位二百分の一以内の設計ならば、改正され
た建築基準法を上回る設計になっているんだ。こういうことから
地震については心配はないんだ。ただし、内装材の処理等、細部
についてはなお改善の余地があるという事で、これは文部省か
ら十分な通達をもらつてあるので、それについては十分気を付け
るという事でしたが、今度増築についても設計者からの設計に
ついての回答をもらつておりますけれども、その分については目
地を入れるとか、そういう事で十分、内装材の処理については
十分なる処置をしてある、こういう事で設計されて、増築を考
えております。

それから、一昨年ですか、建てる時点で教室の予想は立たなか
つたのかということでございますけれども、これについては学級
数は予想できました。できましたけれども、建築については国の
基準というものがありません、その基準に沿って標準面積とい
うのがありまして、その標準面積のところを切ると普通
教室は十八教室しかできないという計算になつたわけです。

それで、先を見越して、五十七年度になると六学級不足とい
う事態になるから、ここで六学級増築ということを考えれば九々補
助金がもらえるという立場に立ったわけです。補助金がつかない
という事は起債もつかないという結果になりました。その分全
部足りるように建てるためには市の持ち出しが非常に多くなる。
それでも授業ができないという状態なら困りますけれども、設計
的な図面を見ますと、現在の状態のように、さつき申し上げたよ
うな状態で、普段の授業に差し支えないよりなことでのしるげと
いうよりなことで、今回の増築ということをお願いしているわけ
でございます。

〇議長(林 豊君) 他に御質疑ございませんか。

〇七番(古賀礼四郎君) 私、別の観点から教育長にお尋ねしたい
と思ひます。

一中、二中、三中という学校があるわけで、三中だけが来年度
がふえるわけではないと思ひます。大体ひのえうまの子が中学校
三年生で、ことが少ないわけですね。来年は各校とも多くなる。
ピークがくる。その後はまた減ってきます。この際三中を六教室
ふやすよりも、まだ二中が余っていると思ひます。二中の西岬
中との統合問題を片づけてから、それからなさつたほうがいいん
じゃないかと思ひます。

三中だけが人数がふえるわけじゃないし、三中だけが教室をふ
やして、二中は西岬からくるのを待っていて空いている。その教
室をお使いになつたらいいんじゃないか、統合しない前に。教育
のレベルは一中、二中、三中、全部同じだと思ひますから、三中
は何も教室をふやさなくても、二中を一時使つていても教育はで

きると思います。その点いかがでございますか。

○教育長(安田豊作君) いま二中が余っているから、一年だけそれを使っていたらいいんじゃないかというのですが、三中の例を申し上げますと、三中は現在二十二学級でございます。それから二十四、それから二十六学級、二十五学級とずつと同じような人数で三中としては続くわけです。ですから、一年だけというわけにはいかないというところが一つ。

第二が、三中の学区を切って、二中が余っているんだから二中のほりにくつつけたいんじゃないかという、こういう考えもあると思いますが、学区の編成ということは、いま統合でいろいろ問題を持っていますけれども、それと同じように、小学校の学区を一部分切って送り中学に行く――よそのほうを調べてみますと全然ないわけではありませんが、非常に難かしい問題があるわけで、この学区の編成は小学校を二つ合わせて一つの中学、三つ合わせて一つの中学というように、小学校の学区と中学校の学区とを共通させていくというように考え方に立ってあるという、そういうことから学区の変更というのはかなり難かしい問題があります。

皆さんがフランクな考え方で、父兄の皆さんが自由に――お前こだけ切って二中へ、また三中へ戻ってくるというようにすることができればいいんですが、なかなかそのへん難かしい問題があるので、小学校の学区と中学校の学区を同じまままでのままでいくと増築になる、こういうこととございます。

○七番(古賀礼四郎君) 考えますと、ちょっと不経済な感じがするわけです。建前だけで、学区が決まっているから片っぱをふや

し、片っぱは余っているという、もっと円滑な運用を全般的に考えなければいかぬと思うわけです。

さっき、お答えで、補助金がつくということをおっしゃいましたから、あまり市費が出ないでよろしいことはよろしいですが、けれども、ほかの一中や二中、これは将来ともどうなっていますか。学級をふやすという計画はあるんですか。

○教育長(安田豊作君) こまかい資料を持っておりませんけれども、私の記憶では、現在の教室数で間に合いうというように記憶しております。

○七番(古賀礼四郎君) そうすると、三中の学区だけが人数が急にふえるというわけではないんですね。一中、二中の生徒も五十七年度一番ふえますね。ほかのところは何とか入るわけですか。

○教育長(安田豊作君) そりです。

○七番(古賀礼四郎君) それではよろしいと思います。大体わかりました。

ですけれども、何か館山市全体の中学校の教育レベルというのは、一中、二中、三中とも同じでなければならぬと思うんです。将来学区によって差がつくというのはいけなしいと思います。ひとつ十分な内容の研究と今後の生徒の増加というものをバランスをとって適正なる運用をやっていたらきたいということを要請して終わります。

○議長(林 豊君) 以上で七番議員君の質疑を終わります。

他に御質疑ございませんか。――御質疑なしと認めます。よって質疑を終わります。

委員会付託の省略

○議長（林 豊君） お諮りいたします。

本案については委員会の付託並びに討論省略、直ちに採決することにより御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 豊君） 御異議なしと認めます。

採 決

○議長（林 豊君） これより採決いたします。

本案を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 豊君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

議 案 の 上 程

○議長（林 豊君） 日程第四、発議案第四号農業委員会の委員となるべき学識経験者の推薦についての議題といたします。

本案は、地方自治法第一百七十七条の規定により、近藤好雄君、押元 稔君の一人に關する案件でありますので、退席を求めます。

（一二番議員近藤好雄君、一六番議員押元 稔君退席）

議案の朗読を願います。

（書記朗読）

議 案 の 内 容 説 明

○議長（林 豊君） 提出者の説明を求めます。御登壇願います。

（一二番議員栗原一雄君登壇）

○一二番（栗原一雄君） 発議案第四号農業委員会の委員となるべき学識経験者の推薦について提案理由を御説明申し上げます。

選考の経過等詳細につきましては省略させていただきますが、お手元に配付のとおり秋山萬次君、押元 稔君、近藤好雄君、庄司恒治君を最適任者と認め推薦いたしたく、七名の賛成者を得まして本案を提出いたしました次第でございます。

満場の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（林 豊君） 説明は終わりました。

御質疑を願います。御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。よって質疑を終わります。

委員会付託の省略

○議長（林 豊君） お諮りいたします。

本案については委員会の付託並びに討論省略、直ちに採決することにより御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 豊君） 御異議なしと認めます。

採 決

○議長（林 豊君） これより採決いたします。

本案を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 豊君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

(一三番議員近藤好雄君、一六番議員押元 稔君入場)

閉

会 午前十時四十四分閉会

○議長(林 豊君) 以上で本臨時会に付議されました案件は議了されました。よって、これにて第三回市議会臨時会を閉会いたします。

○本日の会議に付した事件

- 一、会議録署名議員の指名
- 一、会期の決定
- 一、議案第四十三号
- 一、発議案第四号

地方自治法第二百二十三条第二項の規定により署名する。

館山市議会議長

林

豊

館山市議會議員

古

賀

礼

四郎

館山市議會議員

石

井

正

